

様式第七(第七条関係)

確定建造船価報告書

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第二条の規定による契約に係る融資により建造した船舶 丸の建造船価が確定しましたので、同法施行規則第七条第二項第一号の規定により、下記の通り報告いたします。

年 月 日
運輸大臣 殿

名称

印

区 分		価 格	年 月 日	適 用
当初契約船価				
契約後の事情変更による増減額	スライドによるもの			
	仕様の変更によるもの			
	追加工事によるもの			
	取止め工事によるもの			
その他				
計				
確定船価				

- 注 1 適用欄には、外航船舶建造融資利子補給契約約款第二条の船価低減額及び低減の理由をそれぞれの区分に応じて記入すること。
- 2 当初契約船価欄には、第四条第六項第二号の船舶要目書に記載した契約船価を記入する。